主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林為太郎の上告趣意(後記)第一点は、憲法違反を主張するけれども、 その実質は単なる刑訴法違反の主張に過ぎないし、第二点は事実誤認の主張である から、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一 一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二七日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官